# 雇用政策研究会開催要領

#### 1. 目的

様々な経済構造の変化等の下で生じている雇用問題に関して、効果的な雇用政策の実施に資するよう、学識経験者を参集し、現状の分析を行うとともに、雇用システムと対策についての考え方を整理する。

#### 2. 構成

- (1) 研究会は厚生労働省職業安定局長が学識経験者の参集を求めて 開催する。
- (2) 研究会の委員は10数名程度とする。
- (3) 研究会に座長を置き、座長は研究会の運営に関する事務を掌理する。

## 3. 運営

- (1) 研究会は必要に応じて、開催することとする。
- (2) 研究会は研究課題によって分科会を設置することができる。
- (3) 研究会の議事については、別に研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

### 4. その他

- (1) 研究会の庶務は厚生労働省職業安定局雇用政策課が行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は職業 安定局長が定める。